

議会レポート16

住所：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階 発行：千代田区議会 自由民主党

第一回臨時会

千代田区議会

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣へ提出
第3次コロナ対策補正予算（12万円給付金など）審査再開

石川区長「解散騒動」の混乱を取り消し「深くおわび」
違法を認め解散を取り消し「深くおわび」



小林たかや



桜井ただし



小林やすお



河合良郎



嶋崎秀彦



林則行



はやお恭一



たかざわ秀行



内田直之



永田壮一



山田丈夫



池田ともり



うがい友義



西岡めぐみ

皆様のご意見をお聞かせください。

〒102-8688
千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階

電話 03-5211-4320
FAX 03-5275-6882

千代田区議会 自由民主党

8/12 石川区長「解散騒動」で区政を混乱させ謝罪 違法な「解散」を取り消し「深く深くお詫び」



日本経済新聞 令和2年8月13日（朝刊）



読売新聞 令和2年8月13日（朝刊）



毎日新聞 令和2年8月13日（朝刊）

議会での石川区長謝罪（全文）

本日の継続会における、私の発言の申し出でに許可をいただきありがとうございます。

先ほど議員提出議案で可決されました「解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議」については、重く受け止め、それぞれ真摯に対応をいたします。

はじめに、今回の私の千代田区議会解散の判断につきまして、区民並びに区民の代表である議員の皆様方に、多大なるご心痛をかけましたことに深く深くお詫び申し上げます。

解散処分に対して、区議会議員全員より、「解散処分の無効確認を求める訴訟及び処分取消を求める請求」並びに「執行停止申立」が東京地方裁判所に提出されました。

そのうち、「執行停止申立」に対しまして、8月7日付で、東京地方裁判所より、「千代田区議会の解散は本案判決の確定までその効力を停止する」旨の決定がなされました。これまで私は、解散の是非については、「司法の場での判断を尊重する」と申し上げてきました。

今回の司法の決定は、本体の訴訟判決までの暫定的な決定とはいえ、「違法」という司法の判断を重く受け止めております。また、今回の司法の判断は、異例の早さで進められ、これは、行政の業務に停滞は許されないと司法の強いメッセージであると真摯に受け止めております。

この決定を受け、私は、昨日、区政を停滞させてはならないという大所高所の見地から、令和2年7月28日に遡及し、議員の地位と活動を

有効にするため、この解散を取り消す決断をいたしました。

今後は、真摯に議会と区民福祉の向上のために論議を行い、ともに施策を構築してまいります。

とりわけ、「新型コロナウィルス感染症対策」については、早急な対応が必要であり、改めて議会において、十分にご議論をいただけるよう進めてまいります。

区民並びに議員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に改めまして、百条調査も含めて決議項目については真摯に受け止め誠実な対応をしてまいります。

今回の一連のことに関しまして、議会の皆様に深くご心痛をかけましたことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。

令和2年8月11日

千代田区議会議長
小林たかや殿

千代田区長
石川雅己

千代田区議会の解散取消しについて（通知）

令和2年7月28日付2千政総務収第120号で貴職あてに通知いたしました、千代田区議会の解散につきましては、令和2年（行ク）第157号執行停止申立事件に係る令和2年8月7日付東京地方裁判所の決定を受け、これを取り消します。

有効にするため、この解散を取り消す決断をいたしました。

今後は、真摯に議会と区民福祉の向上のために論議を行い、ともに施策を構築してまいります。

とりわけ、「新型コロナウィルス感染症対策」については、早急な対応が必要であり、改めて議会において、十分にご議論をいただけるよう進めてまいります。

区民並びに議員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に改めまして、百条調査も含めて決議項目については真摯に受け止め誠実な対応をしてまいります。

今回の一連のことに関しまして、議会の皆様に深くご心痛をかけましたことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（要旨）

新型コロナウイルス感染症は、我が国においても憂慮する事態となり感染者数の急激な拡大は医療をひっ迫し、医療崩壊を引き起こすことが強く懸念させる状況となっており、区民生活にも大変深刻な影響を及ぼしています。過去に例を見ない長期間にわたる自粛生活や感染への不安から、医療・福祉サービスの利用を控えている方や児童虐待、DV 被害の増加、生活困窮者などの暮らしなどが懸念されています。本区は、基礎的自治体として、区民の日常生活を支え、安全と安心を確保する役割から、予想される長期戦において、命と生活を守る観点から、さらなる感染の波に向けた備えを万全にするとともに、安心して医療・福祉サービスを利用し、仕事や子育てができる日常生活を取り戻すことです。よって、千代田区議会は、新型コロナウイルス感染症対策に係る、下記事項についての対応を強く求めます。

▷PCR検査を大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する取り組みを強め、感染急拡大を抑止することについて▷マスク・手袋等の防護具の確保・備蓄について▷保健所の体制強化について▷福祉施設・事業所における感染防止対策・事業継続の支援について▷テレワークをはじめとする働き方の見直しについて▷生活困窮者等の暮らし、住まいの支援について▷感染防止に配慮した介護サービス等の提供方法の検討、通いの場等の地域の居場所の確保について▷感染防止に配慮した児童虐待、DV 等の相談支援体制の強化や子どもの見守り体制の強化、子どもの学びの保障について▷妊娠婦への支援について

〈議員提出議案第 9 号〉全会一致で可決

解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議

7月31日、千代田区議会議員全員は、東京地方裁判所に解散処分の無効取消の裁判を提訴するとともに、執行停止の申立てをしました。そして、8月7日、東京地裁は、区議全員の申立てを認め、解散の効力を停止する決定を出しました。

すなわち、裁判所は、地方自治法178条1項前段の「長の不信任の決議」に該当するか否かは、「不可避的に長又は議会の全議員の失職を伴うものであることを斟酌すれば、厳格かつ客観的に判断するのが相当」であるとし、議会による長の不信任議決をするか否かは「議会の自由な裁量的判断に委ねられるべきもの」とし、千代田区長による本件解散処分に先立ち地方自治法178条1項前段所定の『長の不信任の議決』がされたとはいえないなどと判断しました。7月31日には、千代田区の選挙をつかさどる千代田区選挙管理委員会の判断がありました。区長の解散通知は「適法な手続きを欠くものであり、解散処分は無効」であるとの公的判断をしました。選管が区長の解散は無効だから選挙はしないと宣言したにも拘わらず、区長は、司法判断を仰ぐと言い、区政が停滞を続けました。さらには、同日、総務大臣は、定例記者会見でマスコミから質問を受け、「不信任の議決は、その旨を区長に通知するという正規の手続きを踏んでいるかどうかで判断される。一般論で言えば、刑事告発の議決が不信任の議決を意味するとは考えにくい」と区長の対応に疑問を呈しました。このような区政の停滞を打開する最後の方策として、やむなく区議会議員全員で裁判所に提訴することになりました。

そして、8月7日、裁判所も区長による解散処分が不適法であると認め、執行停止を認めました。司法判断が下されたのです。

そこで、区長自らが、解散が違法無効であること、区議が失職した事実ではなく区長が解散宣言をした以後も区議の地位にあることを認め、自らの違法無効な解散処分によって区政の重大な停滞を招いたことを区民とその代表である区議会に対し率直に謝罪して頂く必要があります。

そこで、千代田区議会議員全員の総意として、区長が違法な解散を遡及的に取り消すとともに、区民と区議会に対する謝罪と百条調査への協力など執行停止の裁判の際に区議会議員の全員で提示した和解条項を踏まえた謝罪を公開の議場ですることを求めます。以上を踏まえ、下記の4項目を求めます。

- ①7月28日の解散処分を遡及的に取り消し、解散通知以後の議会及び委員会の審議及び決議はすべて有効であると認めること
- ②区政に重大な停滞を招いてしまった事実を認め、区民と区議会議員に対し、謝罪すること
- ③区長提出の補正予算案の審議について、円滑な審議に協力すること
- ④百条調査に誠実に協力し、区民への説明責任を果たすこと

〈議員提出議案第10号〉全会一致で可決